

秋田県告示第512号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおりセンターの事務所所在地の変更の届出を受けたので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

令和3年10月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 障害者就業・生活支援センターの名称
秋田県北障害者就業・生活支援センター
- 2 変更前のセンターの事務所の所在地
秋田県大館市泉町9番19号
- 3 変更後のセンターの事務所の所在地
秋田県大館市字三ノ丸103番地4 大館市総合福祉センター2階
- 4 変更年月日
令和3年10月1日